

公益社団法人浜松西法人会

平成30年度 税制改正要望事項

第一 総論

1. 持続的な経済成長を続ける為の規制改革

世界的な政治・経済の不安定な要因が山積するなか、国内においては緩やかな景気回復基調が続いているが、安倍政権が打ち出した「三本の矢」で目指していたデフレ脱却と景気の好循環が達成されていない現状を考えると、これまでに政府が進めてきた規制改革では不十分であると言わざるを得ない。

また、安倍政権は「一億総活躍社会」の実現に向けて「新・三本の矢」『希望を生み出す強い経済』、『夢を紡ぐ子育て支援』、『安心につながる社会保障』を新たなスローガンとして打ち出し、そのおののについて①2020年ごろに名目GDPを600兆円にする、②希望出生率1.8を2020年代初頭に実現する、③2020年代中ごろには介護離職をゼロにする、という具体的な目標が掲げられているが、これら目標に対しても具体的かつ有効な施策はほとんど示されていない。「三本の矢」によるデフレ脱却と景気の好循環が進まない今、大企業との格差が益々拡大し、需要低迷と人手不足に悩む中小企業の労働環境の底上げは遠いものとなっている。今後は中小企業を含めた我が国全体が、本格的なデフレ脱却を達成し、持続的な経済成長を続けていくためには次に掲げるような実効性のある規制改革を速やかに行うよう強く要望する。

2. 経済活性化と中小企業対策

平成28年度税制改正において国・地方を通じた法人実効税率がようやく20%台に引き下げられたことは評価するところではあるが、欧州やアジア主要諸国と比較し、いまだ大きく遅れをとっている。こうした状況を踏まえ、国際競争力の維持と経済活性化のため、欧州やアジア主要諸国並の法人実効税率20%台半ばへの更なる引き下げを要望する。加えて、法人実効税率引き下げの財源確保のために、大企業を対象とした課税ベースの拡大等が実施されたが、今後これらの施策が中小企業に対して安易に向けられないよう強く要望する。また、前項で述べたように大企業との格差が益々拡大している中小企業への対策が急務である。そのためにも、中小企業の軽減税率の本則化や投資促進税制や基盤強化税制などの本則化を推進すると共に、その制度の更なる拡充を要望する。

3. 独立した事業承継税制の法制化

平成27年より課税ベースの拡大と税率構造の見直しが実行され相続税の課税強化がなされた。中小企業の事業承継においては、相続税の増税は大きなマイナス要因である。特に、より優良な中小企業ほどその株式の評価額は高く、事業承継に対して大きなハードルとなっている。平成21年度から、非上場株式等に係わる相続税の納税猶予制度が創設され、平成27年からその適用要件の一部緩和が実施されたが、まだまだその要件は複雑多岐にわたり、制度利用が進まない要因となっており、まずはこの制度の更なる要件緩和を行うことを要望する。また、新たな事業承継税制は中小企業の事業継続支援の観点からの相続税軽減制度であることを明確にし、納税猶予制度だけにとどまらず、事業に供している個人資産を含めた事業用資産全体を対象とした軽減措置や事業継続部分の相続・贈与税の税率の減免といった、相続税とは独立した欧米並みの事業承継税制を早期に法制化することを要望する。

4. 「社会保障と税の一体改革」と公平な国民負担

三党合意によりスタートした「社会保障と税の一体改革」はその後の政権交代により現政権に引き継がれた。益々進む少子高齢化を踏まえ、現状の社会保障給付と負担の差の拡大が及ぼす財政の悪化を改善し、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を目指さなければならない。

1年半延期され平成29年4月に予定されていた消費税10%への引き上げが再度2年半延期されたことにより当面の財源確保も益々難しくなっており、進展する高齢化社会による給付増大の財源を増税のみで補うには無理がある。健康保険料や年金などの社会保険料負担については、国民が安心して老後の生活を維持できる持続可能な社会保障制度を確立させるため、国民がある程度の負担をし、給付についてもある程度の抑制を行うことは仕方がないと考える。しかしながら、一部の世代に過大で不公平な負担となることは避けなければならない。まずはすでに支給を受けている高齢者も含め、給付を重点的且つ効率的に行う改革が必要である。医療分野の規制改革は初診料引き上げ、窓口負担の増額などの施策が実施されているが、医薬品の使用や内外価格差問題等まだまだ不十分であり、更なる改革を行う必要がある。

一方、企業（特に中小企業）においては、雇用の維持と賃金の増加を求められるなか、社会保険料負担の増加は、経営に大きな圧迫を強いている。企業への過度な負担を抑え、経済成長を阻害しないような税と一体となった制度の確立が求められる。

これまで、社会保障費においては、高齢化対策に多くが振り分けられてきたが、これからの日本の将来を考えると、少子化対策にもっと本腰を入れて取り組む必要がある。

政府は少子化対策として、「新・三本の矢」第二の矢『夢を紡ぐ子育て支援』を掲げ、仕事と育児を両立できるような環境作りやそれを支える仕組みの確立など、子育て支援の取り組みを進めているが、まだまだ不十分である。安心して子どもを生み育てることができ、将来にわたって希望を持てる社会にしなければ、少子化は改善されず、日本の国力も更に低下してしまう。加えて、近年増加傾向にある貧困状態の子供への支援も必要である。したがって、これらの改善のための施策を早期に実行することを要望する。

また、負担においては平成26年4月に消費税8%への引き上げが実施され、27年10月、29年4月と二度の延期を経て、平成31年10月に消費税10%への引き上げが予定されている。それに伴い、飲食料品等に対する軽減税率の導入と適格請求書等保存方式(インボイス方式)への移行が、平成28年度税制改正において打ち出されたが、その導入方法については複雑な要素が多い。実施にあたっては国民に対する十分な周知徹底と、企業の事務負担増への配慮をし、増税が延期された期間を有効に活用したわかりやすい施策の実施を強く要望する。

なお、税金と社会保障負担を国民所得で割った国民負担率は、主要国の中では比較的低い水準にあるが、前述のように少子高齢化の進行に伴い、消費税増税や年金の支給額減額など、国民負担率が上昇する方向にある。いかなる場合においても国民負担率は50%以下に抑えるよう強く要望する。

国民にとってこれらの給付削減と負担増は、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化推進のためとはいえ、そのゴールへの道筋がはっきりと見えてこなければ、とうてい理解することはできない。

「新・三本の矢」第三の矢『安心につながる社会保障』を掲げるならば、国は国民だけに負担を押しつけるのではなく、これまで幾度と無く叫ばれながら、未だ達成できない自らの身を切るような大胆な行政改革を実施すると共に、税の使い道においても重点的且つ効率的に行い、国民と共に痛みを分かち合い、明るい未来を目指す道筋をしっかりと示していくよう要望する。

5. 地域主権確立のための道州制

自立した地方が、個性と創造性を発揮できる制度に改め、地域主権を確立する方向は、大きな流れとなりつつある。「道州制」は、地域主権の実施方法を具体化したもので、当会でも以前からその実現を提唱しており、早期の「道州制」採用を要望する。

また、地域主権の実現のポイントは、国・地方間の役割分担の明確化と、地方税の改革を含めた地方の財源確立である。地域主権にとって、税財源確保は権限を支える基盤である。納税者の負担軽減のため、申告納税及び徴税手続の簡素化・効率化を図ることから、地方税を国税の付加税として申告・徴税手続を一本化することを要望する。

6. 税のあり方と租税教育の充実

税は国民に負担を求めるものである。それ故に税体系が公正であり、国民が納得できるものでなくてはならない。しかし現在の税制は「公平・中立・簡素」の基本原則からは不十分である。税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものとするのは一番必要なことであるが、今の税制ではまったく逆の方向になっている。納税者から見ると、租税特別措置の時限措置やご都合主義による相次ぐ延長、国税と地方税の仕組みの違いなど、分かりにくいことが多すぎる。活力のある経済を再生し、努力したものが報われる社会を目指すためにも、「公平・中立・簡素」の実現は常に税制改正の原動力でなければならない。実現に向けての早期の改善努力を要望する。

また、税の基本的なあり方、納税が憲法で定められた国民の基本的義務の一つであるということを理解してもらい、あわせて税の使われ方を国民に知らせる租税教育の実施は、税を考える上で大切であり、本来は教育のカリキュラムの中にもっと時間を割いて行うべきものである。特に児童や青少年の世代に租税教育を実施することは、納税意識の向上に大きな効果をもたらす。中長期的課題として、義務教育・高等教育において具体的に租税教育を導入し、充実させることに一層努力する必要がある。

我が国においては、知識偏重の受験教育が最優先していて、租税教育のような社会の共通規範として大切なものが無視されてしまっている。国に対しては、納税モラルの低下を防止するためにも、租税教育の拡充と税の大切さを広く国民に理解してもらおう活動や制度の充実を要望する。

第二 法人税

1. 法人税基本税率の引き下げ

平成28年度税制改正において法人実効税率（法人税・法人住民税・法人事業税）が29.97%と30%を切ったこと、更に平成30年度には29.74%まで下がることは喜ばしいことである。

しかしながら欧州やアジア各国の法人実効税率は20%台前半（イギリス20%・中国25%・韓国24.2%）であり、シンガポール、台湾、香港などは更に17%程度であるなど、日本の実効税率は世界的に見て、まだまだ高い水準にある。

この法人実効税率の国際格差が、日本の優良企業の製造・研究開発拠点を海外へ移転させる要因の一つであることは間違いない。日本の優秀な技術や頭脳の海外流出を抑制し、国内投資を促進させ、国内雇用の創出・拡大を目指すためにも、引き続き法人実効税率の見直しを図っていくことを要望する。

2. 中小企業に対する外形標準課税拡大への配慮

平成28年度の税政改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直し等が行われた。大企業を中心としたこれらの施策は法人実効税率引き下げの財源確保の観点から、ある程度やむを得ないところではある。

今後これらの施策が、中小企業に向けられた場合、未だ景気回復の流れに乗れず苦しんでいる中小企業にとって、更に厳しい経営環境となることは明白である。法人実効税率引き下げの財源確保は必要不可欠であるが、課税ベースを拡大する場合において、中小企業の負担が急増することのないように中小企業に対する配慮を強く要望する。

3. 中小企業に対する軽減税率適用限度額の引き上げ

中小企業は我が国の経済活動において、地域雇用の創出など重要な役割を果たしている。

中小企業が持つ高度な技術力を我が国の重要な資源として位置づけ、中小企業を活性化する施策や経営体質強化を図るため、税制面における更なる支援の必要がある。そこで、長年にわたり据え置かれている軽減税率適用の所得限度額800万円を1,600万円に引き上げることを要望するとともに、現在15%の軽減税率を恒久化することを要望する。

4. 減価償却制度の改善

近年の税制改正においては耐用年数の短縮、償却方法の改正、償却可能限度額及び残存価額の廃止、分類の簡明化がなされたこと等、評価するところである。

しかしながら、少額な減価償却資産については、10万円未満、20万円未満、30万円未満とそれぞれ適用区分が異なった制度のままであり、少額減価償却資産の損金算入の合計額を300万円未満とする制約も残ったままである。

そこで、制度のさらなる簡素化及び徴税コストの低減のために、取得価格50万円未満を少額減価償却資産として損金算入を認めること、および上限額300万円未満とする制約を撤廃することを要望する。

5. 特別法人への課税の適正化

公益法人等については、公益性が高い法人が存在する反面、限りなく親睦団体、私的団体に近いもので多種多様である。したがって特別法人への課税の優遇措置は、宗教法人、学校法人、医療法人など、法人活動の実態に応じて適用すべきものであって、一様に適用するものではない。

このような事を考慮し、課税の公平性を担保するためにも、今後とも公益法人等に対する調査、指導を適切かつ厳正になされ、なお一層の適正化を図るよう要望する。

6. 電子申告納税制度の更なる推進

平成16年に導入された電子申告納税制度は14年目を迎え通信環境の進化も相まって、徐々に導入が進んできているが、更なる推進を図るため、制度導入が納税者にとっても、国にとっても有益であることを説明する努力の継続を要望する。

また、法人税においても、電子申告納税制度導入促進のための税制面における優遇措置の導入と、将来的には青色申告をする全法人に対しての義務化の方向も検討するよう要望する。

7. 自然災害に備えた税制の確立

平成23年3月の東日本大震災をはじめ、昨年の熊本地震等、近年地震や台風等による自然災害が多発しており、国内外の経済にも大きな影響を与えている。こうした大規模な災害が発生した場合、救援等の迅速な対応と、一日も早い復旧・復興が求められる。

ここで重要なことは被害を最小限に食い止めることであり、それを可能とする事前の防災対策を万全にすることである。首都圏直下型、東海・東南海地震の発災が確実視されるこの時に、地域の防災対策に民間資本を有効に活用する施策として、次のような企業の防災対策、発災後の復旧のための事前対策費用等を税制面から支援し、一刻も早く災害に強い国にしていくべきである。

- ・BCP 作成費用に対する税額控除
- ・地域ぐるみの防災訓練費用等の税額控除
- ・建物等の防災対策用改造・改築等の費用の全額損金算入又は税額控除
- ・避難所施設等、災害対策資産の取得費に対する複数期にわたる特別償却又は税額控除等

税制面では以上のような施策を実施すると共に、並行して助成金の支給等の施策も実施するよう要望する。

第三 所得税

1. 課税最低限の見直し

所得税は国の税収の中でも約30%を占める基幹税であり、平成27年分の所得税の最高税率が課税所得4,000万円超の所得税率が40%から45%に引き上げられたが、「広く、薄く、公正な」税の公正性を保つ意味からも、安定的な税収の確保、諸外国の課税額の基準等を考慮し、課税最低限の見直しが必要であると思われる。給与所得については給与所得控除の見直し、パート、アルバイト、フリーター等の源泉課税を行うことにより課税最低限を見直すべきである。これによる現行比不利益となる低所得者層については、別途、社会保障面での対応を考慮することを要望する。

2. 総合課税化

現行の株式等に係る譲渡所得については分離課税とされている。この分離課税の所得税率は15%で給与所得等の最高税率45%と比較して低いものである。税負担の歪みや不公正な是正の観点からも総合課税化するよう要望する。

3. 公的年金課税制度の改善

社会保障・税一体改革が推し進められている中、世代間での公正さを保つためにも年金所得に対する控除を見直すべきであり、特に高額な410万円以上の公的年金受給者に対する控除額は140万円を上限とするよう要望する。

4. 復興特別所得税

平成25年1月より始まった復興特別所得税は平成49年までと25年間続くもので、あまりに長期にわたり恒久税化しかねない恐れがある。また、事務処理上、個人の確定申告時における煩雑さなど考慮し、より短期間の“復興”に対応した課税方法に改めることを強く要望する。

東日本大震災よりすでに6年を経過していることを踏まえ、現在の復興状況の確認、当初の計画予算の

見直しを行い、目的に合った復興税に改めることを要望する。

5. 子育て支援に対する配慮・少子化対策

平成24年度より中学生以下の子供に対し子供手当に代わり児童手当が支給されているが、年少扶養控除・16歳～18歳の特定扶養控除の廃止等されたことから実質的に児童手当そのものに対する効果は少ないと考える。更に児童手当の支給はその本来の目的以外にも受給者が流用することも可能であることから児童手当を廃止し、現在進められている保育施設の増加、保育園と幼稚園の一体化、保育待機児童対策など実質的な子育て支援、少子化対策をより一層強力に進めることを要望する。

また近年、子供の貧困率が増加し、17歳以下の子供の6人に1人が貧困状態にあるといわれている。

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会となるよう、子供を持つ低所得者世帯に対する保育費用の補助、学校給食・医療費の無料化等、教育や生活における経済的支援の拡充を要望する。

6. 所得控除の簡素化

平成29年度税制改正で配偶者控除・配偶者特別控除が改正されたことは、一億総活躍社会、働き方改革を目指す上で評価されるものであるが、現在の余りに煩雑な扶養控除等各種控除を社会構造の変化に対応した合理的なものに見直す必要がある。現状の控除金額は維持した上で基礎控除も含め人的控除・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料・地震保険料控除等その他控除をより簡素な控除制度にすることを強く要望する。

7. 自然災害等への対策を講じた場合の税制上の優遇措置

近年自然災害が各地で発生していることを考慮し、災害損失に対する損害控除に加え、自然災害への対策を講じた場合の税制上の控除、耐震工事等の予防措置に対する税制上の控除を認めるよう要望する。

8. 譲渡益課税

- (1) 個人の土地建物を売却した場合の長期譲渡益に対する所得税及び住民税の税率を、宅地建物の流通、土地の有効利用及び宅地供給の促進を図るため、なお一層の税率を引き下げるべきである。
また、土地の所有権移転に係る登録免許税の軽減措置が、平成23年度から段階的に低減しているのは大変遺憾である。住宅や土地の取得等に関する税の軽減措置というものは適用が恒久化することを要望する。
- (2) 長期譲渡所得に該当する土地・建物等を譲渡した場合の概算取得費について譲渡額の5%を20%に引き上げるべきである。更に100万円の基礎控除を復活するよう要望する。
- (3) 長期譲渡所得に該当する土地・建物等を相続又は遺贈により取得した場合には、相続等により取得した土地・建物等に係る相続税額の総額を取得費に加算できるようにすることを要望する。
なお、贈与により取得した場合においても同様とすることを要望する。

9. 譲渡損失の損益通算及び繰越控除

平成16年度の税制改正で、居住用以外の土地建物を売却した際に生ずる損失については、損益通算が認められなくなった。土地建物の流動化に一層悪い影響を及ぼすため、損益通算を復活させるべきである。

また、居住用に関しても、新しい住宅の取得や住宅ローンの残高の有無にかかわらず、損益通算できるようにすると共に、3年間の繰越控除の期間を法人の欠損金繰越、控除期間相当に延長することを要望する。

第四 相続税・贈与税

1. 相続税の課税強化の見直し

平成27年より、相続税の基礎控除額5,000万円が3,000万円に、法定相続人一人当たり1,000万円も600万円とそれぞれ引き下げられた。これは、従来の基礎控除額の拡充を要望してきたことに逆行するもので大いに遺憾である。中小企業の安定的な存続と成長にとって重要な事業承継を円滑に進めるためにも、早急に従前の水準に引き上げることを要望する。

2. 事業承継税制の抜本的な見直し

欧米諸国が採用している制度は、社会的な要請から成長維持、雇用確保の視点で一貫していて、事業承継を重視しているために、税制も日本よりはるかに優遇している国が多い。平成27年より要件緩和が行われたが、現在の納税猶予制度は事業承継税制としてはまだまだ中途半端であり、非上場株式等に係る納税猶予だけでは不十分である。

中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の割合は6割を超えていると言われている。個人資産と経営が一体である中小企業では、個人資産を会社の土地や建物に供していたり、更には事業資金借入のために担保提供している場合も多い。法人経営のために供している個人資産は事業用資産に準ずるものとして扱い、事業承継税制の対象とすべきである。

このような事業承継税制の抜本的な見直しが実行されるまでの間は、現行の非上場株式等に係る納税猶予制度においては、制度の対象となる中小企業の実情にあわせて、以下の見直しを早急に図ることを要望する。

(1) 5年経過後の納税猶予額を全額免除

平成27年度の適用要件の緩和により、制度の利用件数はある程度は増加してきている。しかしながら、利用率の低さの大きな原因は、猶予を免除する期間が後継者の死亡等までとする、期限の不確定な猶予制度自体にあると思われる。

後継者または対象会社について、一定の事由に該当することになった場合は、納税猶予は打ち切られ、納税猶予額の全部または一部と利子税を納付しなければならない。景気変動など経営者の努力では如何ともしがたい外的要因がある中では、納税猶予の打ち切り事由は未だ厳しい水準にあり、その利用を躊躇する経営者が多数いることは想像に難くない。

今回の改正において、猶予免除までの期間を5年とする経済産業省からの要望もあったにもかかわらず、免除の有期限化が見送られたことは大いに遺憾である。

5年経過後における納税猶予額の全額免除を要望する。

(2) 適用条件の更なる緩和

平成27年からは、「要件の緩和」をはじめ、「負担の軽減」や「手続きの簡素化」といった適用条件の緩和が図られた。しかしながら、これではまだ不十分と考えられる。特に納税猶予の対象となる自社株式について、発行済議決権株式の総数3分の2までの上限があるが、この上限を

撤廃し全ての株式を対象とすることと、相続税の納税猶予割合80%を100%に引き上げることがを要望する。

(3) 複数人での承継の認定

事業承継には様々なケースが想定されるが、1つの会社について適用対象となるのは一人に限られているため、兄弟等複数人の後継者がいる場合は、後継者を一人に絞らなければ適用が受けられないこととなる。兄弟等で経営を行っている場合は、猶予対象となる後継者を「常勤で代表権を有する者」まで拡大し、複数人での承継を認めることを要望する。

3. 事業承継税制の法制化

前項でも述べたとおり、我が国の税制面における事業承継は極めて限定的なものである。中小企業が地域社会で果たしている役割を評価するならば、事業承継税制は中小企業支援・事業継続の観点からの相続税軽減制度であることを明確にする必要がある。

また、現行の相続税制では、民法の均分相続や遺留分などの制度が非後継者の権利を保護しており、自社株式や事業用資産を後継者に集中させることを困難にしているため、円滑な事業承継を阻む要因となっている。

欧米諸国では相続税制の体系は多様であっても、事業承継を相続税に優先させるという考え方はいずれも共通しており、特例や優遇措置が整備されている。我が国でも、これらの点を踏まえ、事業に供している個人資産を含めた事業用資産全体を対象とした軽減措置や事業継続部分の相続・贈与税の税率の減免といった、相続税とは独立した欧米並みの事業承継税制を早急に法制化することを強く要望する。

第五 間接税

1. 消費税

(1) 社会福祉目的税化への懸念

社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、消費税率を平成31年10月から10%へ引き上げ、その増収分については、社会保障の財源に充てる、とされている。

少子高齢化の進展により、社会保障に係る将来の財政負担が益々大きくなる状況を考えれば、今回の社会保障目的税化はやむを得ないものであると言えるが、目的税化は、財政の肥大化、硬直化、また安易な税率アップを招く恐れが多岐にある。従って、将来、消費税率が10%以上に引き上げられることになった場合も含め、消費税を社会保障給付のための目的税化としないことを強く要望する。

(2) 複数税率導入について

消費税率10%の引き上げに際し、個人消費の縮小、所得に対する逆進性の拡大などの懸念により食料品などの消費税率を低く抑える軽減税率の導入が打ち出されているが、導入にあたっては、企業の事務負担の増大などを招かぬよう、税法の簡素化・明確化及び向こう2年間を使い混乱なく導入を行うための施策を強く要望する。

また、軽減税率の導入に併せ、仕入税額控除の適用要件となる帳簿の保存方式を現行の請求書等保存方式から、平成31年10月に区分記載請求書等保存方式へ、また平成35年10月には適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式への切り替えが打ち出されている。

不正が起これにくく税の取りこぼしを防ぐという大きなメリットを持つことを考慮すればインボイス方式への切り替えは、積極的に行うべきものであるが、企業にとっては、インボイス方式に対応するための事務的な負担、また、新たな事務機器等の導入、システムの変更などによる金銭面での負担が懸念される。これら企業の負担を招かぬよう、十分な対策を強く要望する。

(3) 滞納残高への対応

消費税の平成27年度の滞納残高は、3,340億円と国税滞納残高全体の約34.1%を占めており、いまだに大きな数字を残している。また、消費税率が10%に引き上げられた場合、この数字がさらに拡大することも予想される。滞納は、国の財政悪化に繋がるばかりか、消費税への国民の信頼を傷つける恐れがあるため、直ちに予定納税における納税額及び納税回数の見直し、電子納税システム導入の推進など、実効性のある滞納発生未然防止及び滞納整理の促進策を講じるよう強く要望する。

2. 印紙税

電子商取引の普及によりペーパーレス化が進み、印紙税の課税客体である文章は無くなりつつある。このようにIT化の進展による取引慣例等の変化に伴い、存在意義が失われている印紙税については、直ちに廃止するよう要望する。

3. 酒税

平成29年度の酒税法改正により、醸造酒類については平成35年10月に、ビール系飲料については平成38年10月に、酒税の税率が一本化される。品目毎に異なる税率を段階的に増減させて一本化とする方向だが、酒税全体で実質増税となる懸念は拭えない。複雑化している税率が簡素化されることは評価すべき点ではあるが、一本化により、国民の負担が増える結果とならぬよう、十分な対策を強く要望する。

4. 二重課税の緩和

ガソリン税、酒税、たばこ税等の個別間接税については、消費税と実質的に二重の負担をもたらしているものであり、消費税率の引き上げにより、その負担は更に広がるものと言える。これら個別間接税の大幅な減税、または消費税課税の緩和等、二重負担を軽減する措置を強く要望する。

第六 地方税

1. 国・地方の申告・徴税手続一本化と国・地方間の税の適正化

国と地方の税における申告・徴税手続は、それぞれ別々に行われており、徴税業務に係る事務コスト及び納税者の事務負担が大きなものとなっている。国税及び地方税の申告・徴税手続の一本化により一連の業務の簡素化・効率化を図り、相互に負担の少ない申告納税方法に改善することを要望する。

また、税源偏在・財政力格差の是正に向けて、国・地方がそれぞれの担う役割を果たし、国・地方間の税財源の配分が適正に実施することを要望する。

2. 固定資産税の軽減

(1) 収益還元価格での課税

地価は全国ベースでほぼ下げ止まり、三大都市圏や地方中核都市では上昇に転じる傾向にあるが、こうした中で固定資産税については負担感が強く、評価方法を現状に即して収益還元価格で評価する制度に改め、且つ税率の引き下げを要望する。

(2) 家屋の評価額の見直し

家屋の評価額は、再建築価格方式によって行われているが、家屋は年々老朽化し、価値が下がるので、家屋建築後の経過年数に応じた評価法に改めるなど、実情に合わせた評価方法に改めることを要望する。

(3) 都市計画の公共施設予定地での固定資産税の減額措置

平成28年度の税制改正では、新築住宅に係る固定資産税の減額措置が2年間延長された。ただ、都市計画で計画決定された道路や公園等の公共施設建設予定地内の土地建物では、建築規制があるにもかかわらず固定資産税額は若干の価格補正にとどまっている。これも大幅な減額措置を実施することを要望する。

3. 都市計画税の廃止

都市計画税は、都市計画事業、土地区画整理事業に要する費用に充てるため、指定された都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地、家屋についてその所有者に課する税である。しかし、納税義務者に利益を恒常的にもたらすものではなく、課税区域内に一律恒久的に課税され、固定資産税と一つの税の如くなっている。よって、都市計画税の存在意義はなく廃止するよう要望する。

4. 事業所税の廃止

事業所税は、対象指定都市における事業所の床面積と従業員への支払給与総額という外形標準によっているが、床面積比例部分は固定資産税との二重課税的な性格が強くなっており、また目的税といいながら対象指定都市においてその恩恵が不明確であるため、即刻廃止を要望する。また、継続する場合でも明らかに都市インフラが充実している人口200万人以上の都市に限定するよう要望する。

5. 償却資産税の課税対象額の見直し及び将来的な廃止

償却資産税は建物勘定以外の減価償却資産の帳簿価額を課税対象としているが、償却方法等が異なるため法人の帳簿価額とは別のものとなっている。これを法人税法に基づく帳簿価額を課税対象額とし、且つ申告期限も法人税のそれと同一とすることを要望する。また、諸外国において建物勘定以外の償却資産に対する課税は、ほとんど例がない。国際競争力の条件改善の観点から将来的には償却資産税は廃止するよう要望する。

6. 事業税の廃止

事業税は事業所得を課税対象とし、所得税・法人税の補完税として設けられたが、徴収技術の進歩と共に補完税としての機能を失い、税額が損金とされても所得税・法人税との二重課税になっているので、事業税は国税の付加税とし廃止を要望する。

7. 法定外目的税の乱用防止

平成12年度から施行された地方分権一括法による地方税改正において、新しく法定外目的税が制度

化され、地方税法とは別枠で自治体条例を制定すれば、普通税も目的税も自治体独自で創設できるようになったため、様々な理由を付けて導入する自治体が増えている。

しかしながら、各自治体の現況は行政改革が進んでいるとは言いがたく、安易な増税を考える以前の問題として、行政の効率化に努めなければならないと思われる。よって、地域住民の納得と信頼が得られるようになるまでは、法定外目的税の導入は避けるよう要望する。

第七 道州制

地方自治体はいずれも厳しい財政状態にあり、これを健全化するには国と地方の役割分担を見直し、国・都道府県・市町村の関係を再構築することが不可欠である。税制を通じて住民自治を確立し地域主権改革を推進するため、今後の国・地方の税財政改革においては、全国を8～10に分けた道州制を採用し、都道府県を廃止して徴税の中心を州とする。そして更に徴収された税の一部を国庫負担金、他の一部を市町村交付金とすれば大幅な歳出の削減となろう。道州制に移行するまでの間、所得を課税対象とする地方税は即刻、国税の付加税に改めるよう要望する。

第八 環境税

生活水準の向上に伴い、世界的に環境の変化が起こりつつあり、予想を上回る速さで地球温暖化が進んでいる。我が国でも環境対策の一環として環境税の導入が検討されているが、その一つとして、「地球温暖化対策のための税」が平成24年度より導入された。原油やガス、石炭といった全化石燃料に対して、CO₂排出量に応じた税率を課すものであるが、導入の目的が明確でなく、国民生活に対して、実質的な損害を与える有害無益な政策と言えるため、直ちに廃止するよう要望する。

また、環境問題は、国民に広く負担を求める問題であり、国民の理解と協力が必要不可欠であると言える。既存税制との調整、また、税制以外の環境政策との調和を図りつつ、国民の理解を得る説明と税制上の負担のあり方について、慎重且つ真剣に検討するよう強く要望する。

第九 マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)

平成28年1月からマイナンバー法として利用が開始された社会保障・税の共通番号制度は、金融資産所得の把握、諸給付制度、戸別所得の把握の他、今後増大する年金を含めた社会保障制度の一括管理、電子納税制度の推進、確定申告の電子化など税務行政の効率化が図られる。全国民が公平・公正な課税・社会保障の給付が行われることを期待する。社会保障・税・災害対策の行政手続きを基本的に優先させ、確実な制度の遂行を図り、更に納税者の利便性の向上のため国民に制度内容を充分周知すると共に、プライバシーの保護の徹底とコスト意識を持った運用を強く要望する。

現在、マイナンバーの利用拡大について色々な分野で検討されているが、医療・介護等分野を始め、国民皆に利便性をもたらす分野については十分な検討をして実施することを要望する。

第十 一般税制（個別的事項）

1. 法人税

- (1) 青色申告法人の欠損金について、平成27年度の税制改正において繰越欠損金の損金算入は10年間へ延長されたが、欠損金の繰戻し期間についても前1年を前3年にわたり認めること。
- (2) 資本的支出と修繕費の形式区分基準の修繕費としての認容の範囲を、個々の資産の取得価格30%（現行10%）相当額に引き上げると共に、当該金額を100万円（現行60万円未満）未満に引き上げて損金処理を認めること。
- (3) 電算機のソフトウェアの更新費用は100万円以下のものについては一時の損金として認めること。
- (4) 事業税について、当期の損金として引当金計上した場合、後年度に影響を与えないように、課税年度の経費とし、引当計上した期の損金として認めること。
- (5) 交際費は企業活動にとって必要な経費であり、本来課税すべきでない。今後の改善の方向としては、次のとおり対処すること。
 - 1) 定額控除を超える部分の金額についても、その50%の金額は損金算入を認めること
 - 2) 社会通念上妥当と認められる慶弔費及び災害見舞金等は交際費から除外すること。
 - 3) 新社屋落成式、会社創立記念行事等の招待費用の交際費計上に際し、祝金等の収入金額は、これを税務上の交際費から減算できるようにすること。
 - 4) 一人当たり5,000円以下の飲食費（役職員間のものを除く）以外にも少額控除を認めること。
 - 5) 連結納税の導入により、交際費の損金不算入額については、親会社の資本金額をもとに、連結グループを一体として計算するようになっているが、親会社の資本金の額にかかわらず、グループ内法人ごとの個別の計算にすること。
- (6) 寄付金について、企業にとって事業活動における利益確保が優先されるのはいうまでもないが、地球環境の保護への取り組み等、社会貢献活動への参画も求められている。そうした社会貢献の一端である寄付金について、次のとおり対処すること。
 - 1) 寄付金の損金算入限度額計算における所得基準額と資本基準額の合計に掛ける係数を1/4から1/2に戻すこと。その後更に見直すこと。
 - 2) 30,000円以下の寄付金は全額損金として認めること。
- (7) 借地権に関わる相当の地代の認定基準を年6%から2%以下に引き下げること。
- (8) 会社法にあわせて、法人税の申告納付期限を事業年度終了後3ヶ月以内とすること。

- (9) 現状において資産価値のない電話加入権については、その償却を認めること。
- (10) 税法の作成に当たっては、運用を法文に盛り込み、通達の必要を少なくすると共に、法律に付属する通達はできるだけ早くし、施行を速やかにできるようにすること。
- (11) 登記に関する登録免許税制を抜本的に見直し、登記制度の維持運営に必要な国費を限度とする登記手数料制への移行を行うこと。
- (12) 平成23年4月以降終了する事業年度より適用されている法人税確定申告書に法人が適用した租税特別措置法の条項、適用額等を記載した適用額明細書を添付しなければならない制度はその導入目的を果たしたと思われるので即刻廃止すること。
- (13) 法人税において、復興特別税は1年繰上げて廃止されたが、所得税においては平成49年まで続くことになっている。従って、今後も受取利息及び受取配当金等にかかる源泉所得税についても期限まで存続することになり、法人の事務処理の煩雑さはさほど改善されていない。
よって、少なくとも法人に対する受取利息及び受取配当金等に対する復興特別税の源泉徴収を廃止すること。
- (14) 法人地方税における事業税外形標準課税の付加価値割として給与総額を課税対象とし、尚且つ税率を上げることは企業の人件費削減傾向（業務の外部委託）を招く。これは個人所得の向上を謳う政権公約に逆行する。速やかなる改善を求める。
- (15) 受取配当金については、現行の配当控除制度によりある程度の二重課税の調整が行われているが、未だ十分とは言えない。企業に対する投資をより魅力的なものにするためにも、受取配当金に対する二重課税の排除を、すみやかに実現することを要望する。

2. 所得税

- (1) 住民税の基礎控除額・配偶者控除額等を所得税控除額と同一とし、より簡素に納税者に分かりやすく統一すること。
- (2) 医療費の患者負担割合の引き上げによる負担の軽減のため、医療費控除計算時の切捨て額を5万円（現行10万円）とすること。また、医療費控除最高限度額を300万円（現行200万円）まで引き上げすること。
- (3) 年金受給者の受け取る生命保険（共済）の満期年金等を非課税または軽減措置を図ること。
- (4) 給与所得者等の確定申告必要限度額を給与以外の所得については50万円（現行20万円）を超えるときとすること。
- (5) 源泉所得税の納付期限を現状の翌月10日までの期限を翌月15日までにすること。

- (6) 確定申告をする配当所得の“少額配当”の定義を改めて、少額配当額は1銘柄につき年20万円（現行10万円）以下に、6ヶ月決算のときは10万円（現行5万円）以下にそれぞれ引き上げること。
- (7) 非上場会社の配当金の源泉課税は国税20%（復興特別税0.42%）となっているが、上場会社と同じ国税15%、（復興特別税0.315%）、地方税5%に統一し、国税と同様少額配当による申告不要制度を地方税にも適用すること。
- (8) e-Tax 導入促進のため確定申告での e-Tax 利用の場合には、恒常的な税額控除制度の税制措置の実施、地方税の電子申告（eLTax）との一本化を検討し利用者の更なる利便性をあげること。
また、個人認証については、カードリーダーの使用に限らない読み込み方法、認証方法の多様化を図ること。
- (9) 診療報酬に対する概算経費は経費参入割合が大きく、特定者のみの優遇であり、実際の経費額に準拠した所得計算にすること。
- (10) 譲渡所得の特別控除を大幅に引き上げ、特に居住用資産を譲渡した時等の特別控除額3,000万円を6,000万円に引き上げること。
- (11) 資産が土地収用法等によって収用等された時の特別控除額を、現行の5,000万円を1億円に引き上げること。

3. 相続税・贈与税

- (1) 相続時精算課税制度について、限度額まで複数年にわたり利用できる2,500万円の非課税枠を更に引き上げること。
- (2) 贈与税の非課税枠を現行の110万円から200万円に拡充するなど、更なる緩和策を実施すること。
- (3) 婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与の場合、配偶者控除として最高2,000万円が控除されるが、これを4,000万円とし、控除額に達しない残りの金額に対しては複数年にわたり適用できるものとする。
- (4) 相続税の未成年者控除（20歳に達するまで）及び障害者控除（85歳に達するまで）の年数に各々1年につき6万円の控除額が平成25年度税制改正では10万円に引き上げられたが、この額ではまだ不十分であるので、更に拡大すること。
- (5) 生命保険金は相続人にとって生活の維持のため、且つ相続税の納税資金として重要な資金源であることを思い、法定相続人一人当たり無条件に非課税額を500万円から3,000万円に引

き上げること。また、同様な理由で、退職金・功労金についても非課税額を500万円から3,000万円に引き上げること。

- (6) 非上場株式の株主区分において、同族株主等の判定をする基準で、現行5%株式保有を10%まで拡大すること。
- (7) 相続人が相続税の申告期限までに事業または居住を継続しない宅地についても、小規模宅地の評価減として50%の減額を可能とすること。
- (8) 平成26年度の税制改正で、「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（土地譲渡に係る相続税額の取得費加算）」の見直しが行われることとなったが、これを従前に戻すこと。
- (9) 相続財産に関する費用のうち、弁護士、税理士等の費用及び遺言執行費用については相続財産から控除すること。
- (10) 準確定申告及び納税期限を4ヶ月から6ヶ月とし、相続税の申告と納税期限を10ヶ月から12ヶ月とすること。

4. 間接税

- (1) 消費税の確定申告書の申告納付期限は、法人税の個別にて要望する申告納付期にあわせ、課税期間終了後3ヶ月以内（現行2ヶ月以内）とすること。
- (2) 印紙税は基本的に廃止すべきであり、廃止に至るまでの間、次の事項を要望する。
 - 1) 約束手形または為替手形の印紙税は、非課税限度額を手形金額30万円（現行10万円）未満に引き上げること。
 - 2) 売上代金の受取書の印紙税の非課税限度額が平成26年4月より5万円未満へ引き上げられたが、更にこれを10万円未満まで引き上げること。
 - 3) 売上代金以外の金銭の受取書及び一時的な預り書に関しては、非課税とすること。
 - 4) 配当金領収書または配当金振込通知書の印紙税は、非課税限度額を5万円（現行3千円）未満に引き上げること。
 - 5) 消費貸借に関する契約書は、金額に関係なく一律200円とすること。
 - 6) 継続的取引の基本となる契約書（第7号文書）に関しては、非課税（現行4千円）とすること。
- (3) 法人の役員再選重任登記について、登録免許税を廃止すること。
- (4) 揮発油税の暫定税率については、特例税率としてガソリン1リットルあたり53.8円の高い税率で維持されている。早急に、暫定税率を撤廃し、本則税率の水準（ガソリン1リットルあたり28.7円）まで引き下げること。また、これにあわせ、軽油引取税の暫定税率も撤廃すること。

5. 地方税

- (1) 住民税及び事業税等の地方税が国税の付加税となるまでの経過措置として、次のとおり対処すること。
 - 1) 法人の事業税及び住民税についても欠損金の繰戻し還付制度を認め、また、延納制度を設けると共に、法人税の申告手続きと一本化すること。
 - 2) 2以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の事業税及び住民税の申告と納付、並びに、特別徴収となる従業員の個人住民税の申告と納付は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。
- (2) 個人住民税については、10年程度かけ過年度分の調整措置を講じた上、現年度課税方式に移行すること。
- (3) 固定資産税の免税点を基礎控除方式に改め、物価変動を考慮して土地100万円、家屋50万円、償却資産300万円とすること。
- (4) 償却資産税の申告は、法人については、決算の申告時期にあわせて行えるようにすること。それまでの措置として、申告期限は3月末日（現行1月末日）までとすること。
- (5) 企業の規模により少額減価償却資産となる範囲が異なるが、事務処理の簡素化を図るため取得価額30万円未満の減価償却資産は償却資産税の対象から除くこと。
- (6) 事業所税の即刻廃止を求めるが、廃止になるまでの間、対象指定都市においては、その全額を免除する制度の創設を実施すること。
- (7) 不動産の流通促進のため、不動産取得税の減免規定の拡大もしくは税を抜本的に廃止すること。
- (8) 減価償却資産取得について、法人税で認められている圧縮記帳をした場合には、不動産取得税においても、これを取得価額とすること。
- (9) 非上場株式の配当について地方税は総合課税となっているため、1銘柄につき1回に支払いを受ける金額の多少にかかわらず申告しなければならず、上場株式と非上場株式の源泉徴収税率が異なるのは課税の公平原則をゆがめるので、国税と同一基準とすること。
- (10) 電子申告納税制度は導入後、国税においては徐々にではあるが利用が進んできている。地方税においても、電子納税推進にむけ広報の充実と継続を要望する。

税務行政に対する要望事項

公益社団法人浜松西法人会

1. 法人会主催の税務研修会等には積極的にご参加頂きありがとうございます。今後とも引き続き、法人会青年部会・女性部会と署職員各担当部門と広く交流する機会を設けて頂きますようお願いいたします。
2. 会社の調査、指導に際しては、悪質な納税者には処置を厳格にし、一般の納税者には指導を中心として頂くようご配慮をお願いします。
3. 確定申告期間中の日曜の相談受付は平成 16 年度より実施されましたが、納税者の利便性を高めるため、土曜日を含め実施日を増やすようお願いいたします。
4. 確定申告期間中の受付場所は、遠隔地にも配慮して頂いておりますが、現行の他に開催場所を設けるようお願いいたします。
5. e-Tax に関するモニター制度を設ける等、e-Tax に対する意見交換を各税務署で集約し、e-Tax の向上に活かしていけるような仕組みの確立をお願いします。
6. 公益財団法人全国法人会総連合が推奨している自主点検チェックシートを税務署内に常設していただけるようお願いいたします。